

## 1 件 名 三浦市市民交流拠点整備事業者選定審議会条例の基本方針

### 2 提案の根拠・理由

県立三崎高等学校跡地の引橋 B2 地区等において、市役所、図書館、総合福祉センター等の公共施設の整備や民間事業者の創意工夫による商業施設、集合住宅等の民間施設の整備を官民連携により実現させるため、三浦市市民交流拠点整備事業を実施するために必要な調査・審議を行う三浦市市民交流拠点整備事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置するため、本条例を制定するものである。

### 3 条例の内容

#### (1) 設置の趣旨【第 1 条関係】

施設の整備を行う事業者の選定等に関し、市長の諮問に応ずるため、審議会を設置するもの

#### (2) 審議会の所掌事項【第 2 条関係】

審議会は、事業者募集要件の策定、事業者選定基準の策定、事業者の選定その他市長が必要と認める事項について市長の諮問に応じて調査・審議し、意見を述べるものとする。

#### (3) 審議会を構成する委員【第 3 条及び第 4 条関係】

ア 構成員 学識経験のある者、専門的知識を有する者及び市の職員による委員 5 人以内

イ 任 期 所掌事項に係る調査及び審議が終了するまでの期間

#### (4) 審議会の運営【第 5 条から第 7 条及び第 9 条】

審議会の会議について、次の事項を定めるもの

ア 会長は会務を総理し、会議を招集し議長となり、副会長は会長を補佐する。

イ 会議は委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

ウ 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

エ その他審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

#### (5) 委員の報酬等の支給【第 8 条関係】

委員の報酬及び費用弁償については、三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年三浦市条例第 14 号）の定めるところにより支給するもの

### 4 施行期日

公布の日から施行する。

### 5 その他

条例施行後、最初に招集される会議は、市長が招集する旨の特例規定を設ける。